規則第２１号

メイド・イン・ツバメ認定規則

制定　平成 29 年 2 月 24 日
改正　令和元年 10 月 18 日
改正　令和 2 年 3 月 13 日
改正　令和 2 年 12 月 25 日
改正　令和 5 年 9 月 1 日

（目的）

第１条　燕で生産された製品を審査し、「メイド・イン・ツバメ」のロゴマークを使用することを許可するもの。消費者に対して他国製品との差別化を認識しやすくする。燕産地で作られた製品のよさを広く消費者に知ってもらい、地域ブランドの高揚に寄与する。

（対象製品）

第２条　消費財および業務用製品とする。部品は認定の対象としない。

（申請者）

第３条　メイド・イン・ツバメに申請できる者は燕商工会議所の会員で、かつ、申請する製品の製造元または発売元（以下申請者）とする。

（認定方法）

第４条　燕商工会議所内に認定委員会を設け、製品ごとに審査し認定する。

（認定基準）

第５条　メイド･イン･ツバメに認定される製品は下記の要件を満たさなくてはならない。

(1) 燕市を含み、かつ燕市に隣接した市町村（新潟市・長岡市・三条市・弥彦村）で成形・組立て・表面処理等の主要な工程が行われていること
(2) 複数の部品で製品が構成されている場合、製品の外観の面積の半分以上が上述の(1)を満たすこと
(3) 法令で必要と定められている安全基準・品質基準を満たしており、そのための公的認定を得ているもの
(4) SG マークの対象製品は SG マークを取得しているか、それに準じた検査を受けていること
(5) 申請者が製造者賠償責任等必要な損害賠償保険等に加入していること

(6) 他産地とのコラボ商品の場合で、販売時に他産地とのコラボを明示して行うことを予定している場合は、原則本条第１項の規程に準じるものとするが、認定委員会において同商品が燕産地のブランド高揚に寄与すると特に認める場合は主要な工程の一部を他の産地で行うことができるものとする

(7) (1)に規定する「燕市を含み、かつ燕市に隣接した市町村（新潟市・長岡市・三条市・弥彦村)」に適切な加工業者が存在しない場合は、田上町、加茂市、見附市を「主要な工程」を行う場所として含むことが出来る。但し、本規程を適用する場合においても主要な工程の一部は燕市内で行われることを要する。

（認定の拒絶）

第６条　　下記の要件のいずれかに該当する場合で、認定が適当でないと過半数の認定委員会委員が認めた場合、認定を拒絶する。

(1) 申請された製品が燕の地域ブランドに相応しくない場合

(2) 第５条に定めた認定基準を満たしていない場合

(3) 第 17 条に定めた仮認定を受けたもので､所定の期限までに製品サンプルが提出されなかった場合

(4) 第 17 条に定めた仮認定を受けたもので、提出された製品サンプル確認の結果、仮認定申請時の申請内容と製品サンプルに重大な差異があった場合

(5) 申請内容に虚偽の内容あるいは不備があった場合

（認定の取消）

第７条　　認定後、以下の事由が起こった時は認定を取り消す。

(1) 原産地が変わるなど、製品が認定基準を満たさなくなった場合

(2) 製品に事故や瑕疵があった時

(3) 申請者が倒産・廃業をした場合

(4) 他者の知的財産権を侵し、このことにより問題が生じた時

(5) 申請内容に虚偽の内容あるいは不備があることが判明した場合

（認定委員会）

第８条　　月に１回認定委員会を開催する。

２　認定委員会の委員は燕商工会議所会頭が指名するものとする。

３　認定委員会に委員長を置き、委員の互選により選出するものとする。

（調査）

第９条　　事務局は申請内容に疑義がある場合、製造の実態があるかどうか現地調査をすることができる。

（秘密保持）

第１０条　委員・調査員は審査を通じて知り得た一切の情報を申請者の同意を得ずに他に漏えいしてはならない。

（ロゴマーク使用方法）

第１１条　ロゴマークは、刻印、印刷、シールにより表示することができる。

基本形　　横表示

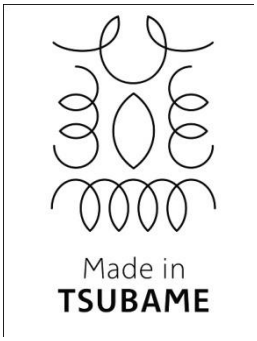

２　申請者は認定を受けた製品とそれに付随するパッケージやチラシなど広告物等にロゴマークを付すことができる。

３　申請者は製品またはパッケージに申請者名を明記すること。

４　ロゴマークの形状を改変して使用してはならない。配置等を変える場合は燕商工会議所に相談すること。

５　別途事務局に届出の上了承を得た場合、３項に定める申請者名に代えて他の事業者名等を表示することができる。その場合、申請者名に代えて表示をする事業者名等を事務局に届け出るものとする。

（申請方法）

第１２条　申請の時は以下のものを燕商工会議所に提出する。

(1)　所定の申請書
(2)　製品のサンプル
(3)　知的財産権を有している場合はそれを証明するもの
(4)　損害賠償保険等に加入していることがわかる書類の写し
(5)　SG マーク等の試験結果の写し
(6)　法令等（食品衛生法等）による基準がある製品については、法令に適合していることを示す書類の写し

（申請手数料）

第１３条　申請手数料は一点につき３，０００円とする。シリーズものは２０点まで３，０００円とし、２０点を超える場合は、１０点につき１５００円を加算する。

２　以下の基準のいずれかを満たした場合はシリーズものとして取り扱うことができる。

(1) ハンドルや製品の一部に特徴的なデザインが施されており、そのデザインが共通な製品群

(2) 同時に使用されることを意図して開発されており、販売時にセットとして一体的に販売することを予定している製品群

(3) 用途及び材質が同一で、形が相似形かつサイズが異なる製品群

(4) 形、用途及び材質が同一で色あるいは表面の模様が異なる製品群。

(5) その他、認定委員会委員の過半数がシリーズものとして取り扱うことが適当と認めたもの

(6) 客先から依頼を受けて商品に文字やロゴマーク等を印刷するいわゆる「名入れ」による外観の相違は、(4)に定める「表面の模様が異なる」、第 16 条 2 項に定める「商品の外観の変更」の対象とはせず、同一の外観とみなすものとする。なお、製品に名入れを予定する場合は申請時に予め名入れの箇所及び方法について申し出ることとする。認定後に名入れを行うことになった場合は名入れの箇所及び方法について事務局に届け出るものとし、本届出は軽微な変更として取り扱うこととする。

３　シリーズものとして取り扱う場合、本条第 2 項に示した基準のうちいずれか 1 つを選択し申請するものとする。

４　金属洋食器に限り、本条２項(1)あるいは(2)の基準によりシリーズものとして取り扱う場合、基本となる製品群と形が同一で、外観のみが異なるものも認定委員会委員の過半数が適当と認めた場合、基本となる製品群と同一のシリーズものとして取り扱うことができるものとする。

５　申請料は現金で徴収する。徴収済みの申請料は返却しない。

６　別途消費税も併せて徴収する。

（更新手数料）

第１４条　申請者は認定された製品の認定を更新することができる。更新の期間は会議所の会計年度（四月から翌年三月）ごとに更新する。認定委員会において認定された日（以下認定日と言う）の属する年度の翌年度から更新手数料を商工会議所会費と一緒に徴収するものとする。

２　更新手数料は１シリーズにつき１５００円と消費税とする。

３　申請者は認定が必要で無くなった場合はすみやかに会議所に申し出る。申し出の無い場合は自動更新とする。

４　徴収済みの更新手数料は返却しない。

（認定期間）

第１５条　認定の効力は、第 14 条の年度更新をした場合は当該年度末とし、年度更新をしない場合は認定日より１年間とする。

（認定内容の変更）

第１６条　申請者は認定内容に変更が生じた場合はすみやかに会議所に申し出るものとする。

２　認定内容の変更のうち、以下の変更については認定委員会で審査を行う。

(1) 商品の材質

(2) 商品の外観

(3) 製造工程及び製造工場

(4) シリーズ内容の変更

(5) その他事務局が認定委員会での審査を要すると判断したもの

３　認定委員会での審査を要する変更については、変更手数料を徴収するものとする。

４　変更手数料は申請手数料の税抜き額の半額と消費税とする。

５　徴収済みの変更手数料は返却しない。

６　事務局が軽微な変更と判断したもの（本条第２項に定めた変更以外）は変更手数料を免除することができる

７　本条２項(3)および(4)に関する変更については、既に認定された商品についても第 5 条、第 13 条２項および４項の基準により審査を行うものとする。

（仮認定）

第１７条　製品本体に第 11 条に定めたロゴマークの表示を予定している場合で、認定委員会に製品のサンプルを提出することが困難な場合は、製品のサンプルに代えて製品の概要が分かる資料を提出するものとする。

２　提出された資料に基づき認定委員会委員の過半数が適当と認めた場合は仮認定を行うことができる。

３　仮認定を受けた場合は、ロゴマークを表示した製品が完成次第認定委員会に製品サンプルを提出するものとする。

４　提出された製品サンプルを認定委員会にて確認し、認定委員会委員の過半数が適当と認めた場合は認定を行う。

５　製品サンプルの確認の過程で認定が拒絶された場合、それに伴う損害について燕商工会議所及び認定委員会は一切の責任を負わない。

（免責）

第１８条　ロゴマークを使用した製品の事故、瑕疵について燕商工会議所及び認定委員会は一切の責任を負わない。

附則

この規則は、平成 29 年 2 月 24 日から施行する。

附則

この規則は令和 2 年 1 月 1 日から施行する。
この規則が改定された時点において、既に認定された商品についての更新は従前の規程を適用するものとする。但し第 7 条、第 16 条の規程は既に認定された商品についても適用する。

附則

この規則は令和 2 年 3 月 13 日から施行する。
この規則が改定された時点において、既に認定された商品についての更新は従前の規程を適用するものとする。但し第 11 条 5 項、第 13 条 2 項 5 号、14 条、15 条の規程は既に認定された商品についても適用する。改正内容（認定基準）第 5 条 7 項、（ロゴマーク使用方法）第 11 条 2 項・5 項、（申請手数料）第 13 条 2 項 6 号、（認定期間）第 14 条、（更新手数料）第 1 項・第 2 項。

附則

この規則は令和 2 年 12 月 25 日から施行する。
この規則が改定された時点において、既に認定された商品についての更新は従前の規程を適用するものとする。改正内容第 13 条（申請手数料）2 項 4 の追加。

附則

この規則は令和 5 年 9 月 1 日から施行する。
この規則が改定された時点において、既に認定された商品についての更新は従前の規定を適用するものとする。但し第 16 条 7 項の規定は既に認定された商品についても適用する。
改正内容（認定内容の変更）第 16 条 7 項の追加。